

令和5年度日常生活支援事業に関する変更点について

1. 単価について

横浜市から事業者へ支払う委託料の単価を令和5年4月から増額します。

種別・種目（令和4年度）	令和4年度まで	種目・種別	令和5年度
生活援助A（通常時間）	2,460円	<u>利用負担の無償化に より利用区分を撤廃 しました。</u>	<u>3,040円</u>
生活援助B（通常時間）	2,310円		
生活援助C（通常時間）	2,160円		
生活援助A（早朝・深夜等）	3,390円		<u>3,390円</u>
生活援助B（早朝・深夜等）	3,240円		
生活援助C（早朝・深夜等）	3,090円		

2. 契約区分の新規設定について

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託（生活援助）の増設

新規事業者参入確保に向け、従来の生活援助と育児支援の業務を委託する契約に加え、新たに生活援助のみに特化した業務を委託する契約を設定し、一部受託要件を緩和しました。

（なお、生活援助のみを委託する契約の場合、利用者宅における子育て支援の実施はしないこととなります。）

注：委託件名は

① 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託（生活援助・子育て支援）

② 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託（生活援助）

のどちらかとなります。（①を受託する場合、②を追加して契約する必要はありません）